

## [総合的な学習の時間]

# 情報モラル指導の工夫

－道徳との関連を図った著作権教育推進の取組から－

大島 一英\*

## 1 はじめに

学校に求められる教育は多岐にわたっている。情報モラル教育もその一つである。永野（2007）は、情報モラルを「情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度」と定義している。その上で、情報モラルには、「情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせない、危険回避（情報安全教育）の側面」を有していると述べている。その背景として、携帯電話の普及に代表される情報社会の発展に伴って、プロフと呼ばれる自己紹介サイト、出会い系サイト、家出掲示版によるネット犯罪、サイトへの個人情報の流出等、深刻な問題が後を絶たないことが挙げられる。2011年度に本格実施される新学習指導要領にも、子どもが情報モラルを身に付けることを求めていることから、これから情報モラル教育は、喫緊の問題として取り組む必要がある。

一方、情報モラルは、「モラル」という言葉の表すとおり、「心」を耕し、相手を思いやったり、認め合ったり、助け合ったりする態度と実践力を身に付けさせることが重要である。永野（2007）が、情報モラルには、「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる（心を磨く領域）」と「情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識（知恵を磨く領域）」の2つの内容があるとし、心を磨く指導にも光を当て、両面からの指導の必要性を訴えていると考えられる。

前任校に、文部科学省（2007）の情報モラル教育実践研究の依頼が来たのは、2006年6月であった。当時級外職員で研究主任をしていた私が得ている情報モラルに対する知識や情報は、情報モラルという言葉を聞いたことがある程度という貧弱なもので、どのような実践が可能なのか、また、どのように研究を進めればよいのか見当もつかなかつた。さらに、私が危惧したのは、職員が、「仕事が増える」という意識をもってしまい、研究と授業実践に抵抗を示すのではないかということだった。しかし、一部の職員の手によって全体計画が作成されるだけであつたり、ほかに取り組まなければならない課題があるという理由で未着手であつたりすることは、避けなければならない。では、どうすればよいのだろうか？やはり、この心を磨く指導こそ、「道徳の時間（以下、道徳という）」との関連を図ることが有効であるし、関連させた指導を心がけなければならないのではないだろうか。職員に身近である道徳との関連を図ることにより、職員が抵抗感なく取り組めたり、実践のイメージをもちやすかつたりするにちがいないと考える。

## 2 著作権を取り上げたことについて

文部科学省初等中等教育局（2007）によって、情報モラル教育のモデルカリキュラムが示されている。モデルカリキュラムにある情報教育の目標リストを押さえつつ、本研究では、「著作権」を取り上げることにした。そして、文部科学省（2007）の「指導内容の類型」にある以下の3つに取り組むこととした。

- (1) 情報収集における著作権などの尊重
- (2) 情報発信における著作権などの尊重
- (3) 制作活動における著作権などの尊重

著作権教育については、すでに全国で実践されており、web上では実践例も紹介されている。社会では、他者の知的財産権を平気で犯し、それが原因でトラブル（訴訟）に発展する事案は数多い。それを考えると、早急に手を打つ必要がある。

とはいっても、著作権法を前面に出し、それを遵守する指導をしたり、著作権に違反しない具体的な指導をしたりする

\* 津南町立津南小学校

ことから始めたらいいのだろうかという疑問が生まれる。文部科学省（1999）の現行小学校学習指導要領解説「道徳編」（以下、道徳編と記す）には、次のような記述があるからである（下線は筆者）。「民主主義の精神は、（中略）一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるよりも、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点に留意する必要がある」。このことをふまえると、道徳との関連を図った実践は、永野（2007）の定義する「心を磨く領域」であり、情報モラル教育である。

### 3 研究の内容

#### (1) 著作権は、自分と他者とのコミュニケーションから成り立っている

本研究では、自分と他者とのコミュニケーションを前提に著作権は存在していると考えている。そして、「～してはいけない」的な著作権に対するマイナスイメージを植え付けるのではなく、「～すると、自分も他者も気持ちがよくなる」というプラスイメージを持たせることを重視した。そこで、次のような2つの場を設けることとした。

- ① 相手とのコミュニケーションを図ることの大切さを理解させる指導の場（おさえる場）
- ② そこで身に付けたことを子どもが生かせるような学習の場（生かす場）

著作権教育を実践する際、両者を車の両輪のように関連させて指導・支援していくこととした。そうすることで、子どもが著作物を引用する場面に出会ったとき、子どもが相手の立場を主体的に考え、判断し行動することをねらった。

#### (2) 「おさえる場」を道徳に求める

「おさえる場」については、道徳に求めることにした。著作権は、「著作者に保障される権利であることはもちろんのこと、他者に許諾を得る行動（コミュニケーション）をとり、他者が納得して了承することで、自分の創作的活動が豊かになり気持ちがいいし、他者も自分の作品の価値が認められたという気持ちになる」ととらえることとした。その上で、思いやりの心をもつ子どもを育てるという道徳教育の観点から著作権教育を見つめ、「創造的活動をしている他者に敬意を払い、他者の創造物を尊重すること」「著作者の立場に立ち（役割取得）、著作者の気持ちや立場を考えて行動すること」を視点に、授業を実践していくことにした。

#### (3) 授業実践で必ず設ける場面

本研究では、著作権教育の授業実践を進めるに当たって、子ども自身が著作者（主人公）の立場に立つ場を設けるよう心がけた。これは、自分自身を著作者に置き換えて考えることで、「著作者はどう感じているだろう」という問い合わせに対して、主体的に、そして深く思考する姿を期待しているからである。

実践に当たっては、読み物や画像等を用意して、ねらいに迫るために問題事例を提示する。その問題事例を基に、子どもに思考を促していく。さらに、ロールプレイ活動を取り入れることで、自分と他者との関係を中心としたコミュニケーションを図ったり、個々の子どもの思考を全体で練り上げる場を設けていくこととした。

また、子どもの興味・关心や態度の変容をみとむ（評価）ための手がかりを設定する必要がある。そこで、自作のワークシートを用い、そこに表現される言葉を、本時のねらいの達成の指標とする。もちろん、授業中に表出される子どものつぶやきや発言も大切に受け止めつつ授業を進めていく。

#### (4) 指導したことを「生かす場」

「生かす場」については、授業を構想していく際、具体的な学習の場が思い浮かぶはずである。それらを指導案に明記することとし、確実に指導していくようにした。なお、学習の場は、授業に限らず、日常的な生活の場も想定するように配慮した。

#### (5) 地域アドバイザーの役割

「基礎から地道に研究に取り組み、情報モラル教育は何も特別なことではなく、今までの教育活動の中で、我々が意識さえすれば指導できるという自信をもつ」ことを大事にしていきたい。この自信が、情報モラルを日々の教育活動の中で意識していく土台となり、それなくしては継続的な研究・授業実践は不可能だと考えたからである。本研究を推進するに当たり、当校の研究の目的や主旨をよく理解し、ともに考えながら、専門的立場から指導・助言する「地域アドバイザー」が配当された。情報モラル教育をこれから始めようという段階の職員集団にとって、地域アドバイザーの存在は、大変心強い。

#### 4 研究の実際

他者の著作物を引用したいとき、自ら相手にコミュニケーションを図り、相手の許諾を得るということは「著作権の尊重」に他ならない。道徳編では、これを権利の尊重とし、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務を果たすことを求めるものとしている。

自分の欲望のままに、真似したいものを勝手に真似したり、事実と異なる情報を掲載したり、他者の著作権・肖像権を侵害したりする行為は、自分にとっては気持ちがよいことでも、他者にとっては気持ちのよくないことである。このことは、著作権に限らず、「相手を思いやる」「相手の立場に立って行動する」等のモラルが問われる教育であり、道徳教育で扱う指導内容と合致している。「自分がどううとする行為は、相手にどのように思われるか」を常に考えさせるためにも、他者に対して自らコミュニケーションを図り、他者の気持ちや立場を推し量る必要性をもたらせたい。

しかし、著作権という用語を用いることで、「法律だから守らなければならない」「法律に違反すると罰せられる」というように、すべてがそれで片付けられてしまう認識を子どもに植え付ける懸念が生まれた。そこで、授業実践を通して、著作権という用語は意図的に用いず、「許諾を得るというコミュニケーションを図ることで、自分も相手も気持ちよく過ごすことができる」ことに焦点を当てていくことにした。授業後、「ああ、著作権って人々が気持ちよく生活できるようにするために作られた」と実感させていくことが重要だと考える。決して「著作権という法律があり、これに違反した行為は罰せられるから注意しなさい」という指導にはしたくない。「相手の作品の一部を取り入れたいと思うということは、相手あるいは相手の作品がすばらしいと認めていることである。そこで、その相手に許諾を得る行動（コミュニケーション）をとり、相手が納得して許すことで、自分も気持ちがいいし、相手も自分の作品の価値が認められたという気持ちになる。コミュニケーションをとることは、とても大切なことである。自分が気持ちよくなるのではなく、相手の立場に立つことが大切だからこそ、著作権法という法律ができた」という基本的な構えで授業実践に臨むこととした。

そこで、筆者と地域アドバイザーを中心に、情報モラル教育の研究推進の具体的な内容や方法を協議する場を多く設定した。そこでアドバイスをもらったり、提案事項を了承してもらったりしたことを校内研究推進部に提案する。その上で、研究の進め方や内容、授業実践等について全職員に提案し、職員間で共通理解を図った。

- (1) 授業実践期間 2006年11月～2007年1月31日
- (2) 授業実践数 各学級担任1回（全9学級）
- (3) 指導案について、以下のように共通理解を図る。
  - ① 略案形式（A4判片面1枚）とする。
  - ② ねらいは2種類記述する。「道徳の時間としてのねらい」「情報モラル教育としてのねらい」
  - ③ 「道徳の時間としてのねらい」は、どの価値項目をねらっているのかを明記する。
  - ④ 「情報モラル教育としてのねらい」は、情報モラル教育目標リストから、当てはまる目標をすべて選ぶ。
- (4) 授業で取り上げる問題事例と資料（読み物資料や画像等）は、地域アドバイザーと筆者で協議し、参考となる資料を提示する。それを受けて、担任が授業を構成することとする。特に読み物資料の作成に当たっては、担任にすべて任せるのではなく、地域アドバイザーと筆者、それに担任で協議する場を設け、ある程度の骨子を固めていくようにした。
- (5) 学年の発達段階に応じて、コミュニケーションの対象範囲を広げていくこととした。地域アドバイザーの井上（2007）は、低中学年に触れさせる対象は、「主観的役割取得～2人称役割取得」の段階であるとして、社会的な関係の範囲が自分と相手までであり、自己の規範や相手の心情を考えさせる道徳教育の応用として実践を考えるべきと指摘した。一方、高学年は、「3人称的役割取得～一般化された他者としての役割取得」の段階であるとしながらも、社会的な関係の範囲が自分と他者であり、しかも他者の範囲が身近な人物から通念としての社会へと拡大する必要があると指摘している。
- そこで、本研究では、低学年は、学級内の身近な友達であり、中学年は、知らない人ではないがそれほど身近に感じるわけでもない距離感のある人物として、学校外の地域の人を設定した。さらに、高学年は、社会全般あるいは広く社会の人々を対象と考えた。
- (6) 実際の授業で取り上げた問題事例と資料等

表1 開発された授業及び教材

学年	資料	問題事例	授業の展開	ねらい・留意点
1～2年	「もりのてんらんかい」学級担任自作	文化祭での作品づくりにおける盗作	展覧会用の絵を描いているとき、絵の具のぬり方が上手だから真似させてほしいと、主人公のさるがうさぎから声をかけられた場面①、展覧会当日に絵を見たら、きつねが描いた絵が自分の絵とそっくりであったことを主人公が知る場面②がある。低学年の発達段階においては、友だちの作品のよいところを勝手に取り入れて、「○○さんが、わたしの真似をした」というような資料と似たようなトラブルが起きやすい。	著作権という用語ではなく、「よい真似」と「悪い真似」という用語を用い、さらに、ロールプレイを用いて主人公になりきって演技することで、具体的に2つの場面の気持ちの違いをとらえやすくなると考える。すると、お互いの思ったことを話し合う場面においても、友達の考えに共感できたり、違うところは質問したりすることができると考える。また、資料を離れて、日常場面での声の掛け方についてもロールプレイを行うことで、情報モラルが問われる場面の実践力育成へつなげたい。
3～4年	「学級新聞」学級担任自作	学級新聞づくりにおいて、相手の許諾なしに個人情報を勝手に掲載した	学級新聞制作での場面。主人公が、友だちの祖父の特技と顔写真を許諾なしに掲載した。顔写真は、何枚か撮ったうち、写りのよくない（変な表情になっている）写真をあえて選んでいる。記事の内容は、祖父本人に直接聴いたものではなく、祖父の孫（主人公の友だち）からまた聴きしたものであり、事実とはかけ離れている。祖父は、孫が持ち帰ってきた新聞を読み、激怒したという内容である。	記事を載せるときは、相手の承諾を得て、相手の気持ちを考えた取材の仕方や情報の使い方をすることが大切なことが分かり、主体的に他者とコミュニケーションを図ろうとする実践的態度を養う。
5～6年	2枚のイラスト画像	実際に訴訟問題になった2枚のイラスト	資料は、実際に新潟県で起こったイラスト使用にかかわる酷似問題の対象となっている2枚のイラストを用いる。授業では、イラストレーターである進藤洋子氏が、なぜ自分の作品を使用しないよう裁判所に仮処分を申請したのかを探っていく。その際、進藤氏のプロ意識に焦点を当て、「本作品に寄せる進藤氏の思い」「制作過程での進藤氏の苦労」について一人一人が思いを巡らせていく。すると、新潟県側と進藤氏側の両者の気持ちの違いが、具体的にとらえやすくなると考える。	新潟県側と進藤氏の両者を比較して、「どちらが悪いか」的な方向に子どもが追究しないように配慮する。あくまでも、進藤氏の作品や制作に寄せる思いを基に、相手の立場に立った行動の大切さを考えさせていく。 また、日常生活においても相手のよさを認めたり、相手の立場に立って考えたりすることは、高学年として求められる姿である。特に、児童の社会性の発達にあわせて、他者の感情的な気持ちを推し量りながら、他者の社会的な役割（プロ意識）にも考え方を深めていく。

## (7) 実践例（第4学年）

- ① 主題名：相手のことを考えた行動 2-(2) 思いやり 資料名：「学級新聞」  
 ② ねらい

記事を載せるときは、相手の承諾を得て、相手の気持ちを考えた取材の仕方や情報の使い方をすることが大切なことが分かり、主体的に他者とコミュニケーションを図ろうとする実践的態度を養う。

## ③ 展開の構想

私たちは日常生活の中で、人に物を借りるときに必ず一声かけている。そうすることで、貸す側は気持ちよく物を貸すことができることを、子どもは経験の中から体得している。本実践では、新聞に載せる情報（記事や写真）も本人の所有物であることに意識を広げ、実際の生活の中に生かせるよう配慮していく。

資料は、本人（たけしの祖父）の許可無く学級新聞に情報が載ったことにより、載せられた本人が怒ってしまうという内容である。特に、「なぜ、おじいさんが怒っているのか」を考えさせ、許可無く自分のことを載せられた人の気持ちを思いやる。写真を所有しているたけしが掲載の許可を出しているので掲載してもよいのではないかという点にも触れ、本人の承諾を得ることの大切さについて考えさせるよう工夫した。

授業では、記事を作った幸一の行動に焦点を当て、新聞を作る前にどうすると良かったのかを考えさせ、許諾と正確な取材の必要性に気付かせていく。その後、資料の後半を読み、相手が気持ちよくなる行動の大切さを感じ取らせる。また、資料を離れて、「自分が学級新聞を作る係になる」という場面での声のかけ方についてもロールプレイを行い、情報モラルが問われる場面の実践力育成へつなげていく。

④ 子どもの学ぶ姿 (T : 教師 C : 子ども)

T : 教師	C : 子ども
T1 このクラスでも学級新聞を書いてますよね。だれかのおじいさんが、とても釣りが上手だとします。そのことを新聞に載せたいとお願ひすると思います。写真も3枚あります。その中で、新聞に載せたい写真を皆さんが決めてください。さて、おじいさんにどうやってお願ひすればいいでしょうか。どんな言葉でお願ひすればいいかな?	C1 この写真を載せたいので、おじいさんに相談して、許可をもらう。
T2 でも、許可をもらうためには、話さなくちゃいけないよ。	C2 ええ? その言葉はちょっと・・・。
T3 では、まず写真を1枚選びます。その写真を載せたいことと記事を載せたいことをお願ひするための言葉をシートに書いてみよう。	C3 ~シートに書く~
 図1 授業で用いた図	 図2 授業で子どもが書いたワークシート
T4 先生がおじいさん役でやります。	C4 すみません。学級新聞を作っている〇〇です。おじいさんのこの写真を使いたいんですけど、この写真を学級新聞に載せてもいいですか?
T5 これね。何で、この写真にしたいんだい?	C5 この写真は、ちょっと目をつぶっていて、魚もちょっと見にくいかからやめておきました。
T6 こちらの写真じゃダメなのかい?	C6 その写真では、釣った魚が見えなくて分からないうち、そっちは、メダルも魚も見えているからいいと思います。
T7 そうかい、そうかい。メダルをかけてるし、魚も写っているからこれがいいんだね。次は、△△さん、やってみて。	C7 すみません。学級新聞を作っている△△です。おじいさんはいますか?
T8 はい、おじいさんだよ。	C8 おじいさんは、釣りが上手だと聞いたので、新聞に載せていいか聞きに来ました。この写真がいいと思うのですが、どうですか?
T9 この写真か。普段のおじいさんより格好悪いけどな。	C9 その写真は、ニコニコしていて、魚も写っているし、いいと思うのでどうですか?
T10 んん、確かにニコニコしているなあ。じゃあ、これでいいよ。	C10 ありがとうございました。

#### 4 成果と課題

(1) 自らコミュニケーションを図ろうとする子どもをめざして

4学年の授業実践では、記事を作った幸一の行動に焦点を当てて、新聞を作る前にどうすると良かったのかを考えさせ、許諾と正確な取材の必要性に気付かせていった。その際、幸一がそもそも新聞を作ろうと思った背景にまで思考を巡らせることで、幸一の自分勝手な行動を浮き彫りにさせることができた。

また、資料を離れて、「自分が学級新聞を作る係になる」という場面での声のかけ方についてもロールプレイを行い、情報モラルが問われる場面(生かす場)の実践力育成につながるスキルトレーニング的な意味をもつ活動を取り入れた。子どもたちは、実際に発する言葉をワークシートに書いた上で、祖父役である教師とロールプレイをするのであるが、現実には、相手がすぐには了承しない場面もあり得る。本実践では、この場面を大切にした。事前の協議でも、この場面に重きをおいた。

「何故その写真を選んだの?」「私は、こっちの写真の方がいいと思うよ」等、問い合わせの言葉を意図的に子どもに投げかける場面を設けた。これこそが、実生活に生きるコミュニケーションを図る活動である。子どもは、教師から投げかけられる言葉に戸惑いながらも、自分がなぜその写真を選んだのか、どうして記事に載せたいと思っているのかを、即興的に返す必要が出てくる。このような学習経験を積み重ねることで、他者とのコミュニケーションに対する抵抗感をなくし、主体的に他者にかかわろうとするであろう。

## (2) コミュニケーションの影の部分

他者に許諾を得るコミュニケーションを図ったとき、常に了承されるとは限らない。時には拒否されることもある。当校では、これをコミュニケーションの「影の部分」と呼んでいる。子どもの実態から、拒否されると、すぐにあきらめることが予想される。さらには、拒否した他者に対する憎しみを覚える場合も予想される。

しかし、拒否されたときこそが、むしろ、コミュニケーションを基盤とした著作権教育の重要な指導場面である。相手の気持ちや立場を推し量り、「どうして拒否されたのだろう」「どうすれば、了承してもらえるだろうか」「どの程度までなら、了承してもらえるだろうか」と、続きのコミュニケーションを図るために思考する子どもに育てていきたい。

そのためには、どの学年の「おさえる内容」とすべきなのか、どのような教師の問いかけが有効なのか。教師は、こういった指導を苦手としている。だが、これは避けて通れない研究課題である。

## (3) 「生かす場」における評価

「生かす場」として、以下の具体的な場面を洗い出した。

1～2年：「図画工作での作品制作場面」「国語を中心とした『書く』場面」

3～4年：「社会科や総合的な学習の時間での取材（インタビュー）場面、まとめの新聞等の制作場面」

「撮影した写真画像に写っている人物を使う場面」「国語を中心とした『書く』場面」

5～6年：「図画工作や家庭科での作品制作場面」

「国語や社会科、総合的な学習の時間で、著作物を引用して『書く』場面」

今後は、日常での生活場面も含めた、学校生活における「生かす場」のさらなる洗い出しを進めると同時に、各場面での評価の在り方について研究を進める必要がある。例えば、総合的な学習の時間で、地域の人にインタビューをし、その人の写真やその人から聞いた情報を記事にしてまとめる場合であれば、「きちんとお礼を述べたか」「できあがった新聞を、その人に届けたか」等の姿を評価の基準にするというような評価の在り方である。

## (4) 最後に

我々は、「真似」という言葉にマイナスイメージをもちがちである。日常的な指導の場面で、「真似はしてはいけません。自分で考えなさい」と言っていることが多い。それは、独創性を重視するとともに、自分で最後までねばり強く取り組ませ、やり遂げた充足感を味わわせたいという思いからではないだろうか。特に、図工の指導ではよく見られる。

一方、算数では、「○○さんの考えがいいと思ったら、そのやり方で取り組んでいいですよ。」と言ったり、体育では「△△さんの走り方をよく見て、真似てごらん。」と言っていたりする。これでは、子どもは混乱するばかりか、他者の著作物を使用したい場合に、他者のよさを認めた言葉をかけて、「白々しい。」「自分が楽をしたいだけじゃないか。」といった、冷めた受け止め方をしてしまう危険がある。我々は、「相手の気持ちや立場を考えて、きちんと許諾を得るならば、それはよい真似である」ととらえたい。「真似る」は、「学（まね）ぶ」と同源であり、「教えを受けて習う」「修得する」という意味を併せ持つ。我々が「真似」という言葉を意図的に用い、子どもに「真似る」という行為のよい面と悪い面をしっかりと認識させていく必要がある。

## 引用文献

井上久祥 「B-1 地域アドバイザーによる実践研究協力校実践状況報告」『情報モラル等について効果的な指導手法の調査研究事業報告書』 (社)日本教育工学振興会, 2007年, 68～69pp

永野和男委員長 『文部科学省委託事業 すべての先生のための「情報モラル」指導 実践キックオフガイド』(社)日本教育工学振興会, 2007年, 4～5 pp

文部科学省 「実践研究協力校～実践授業～」『情報モラル等指導サポート事業』(財)コンピュータ教育開発センター, 2007年, [http://sweb.nctd.go.jp/g\\_support/type/index.html](http://sweb.nctd.go.jp/g_support/type/index.html) (参照日2009年9月2日)

文部科学省初等中等教育局 「情報モラル指導モデルカリキュラム表」『情報モラル指導モデルカリキュラムの策定について—学校全体での体系的な情報モラル教育の取組のために—』文部科学省, 2007年,

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/05/07052403/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07052403/001.pdf) (参照日2009年9月2日)

文部省 『小学校学習指導要領解説 道徳編』財務省印刷局, 1999年